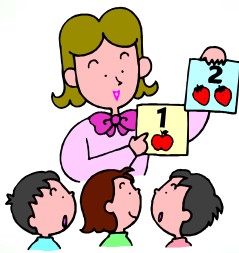
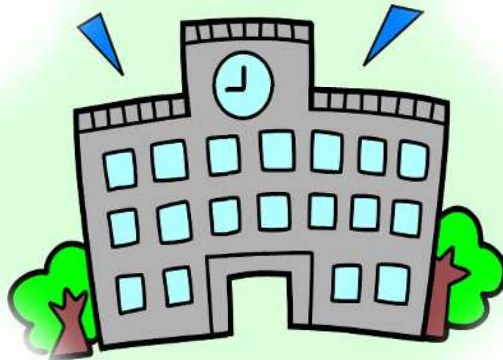


インクルーシブ教育システムの構築に向けた

特別な支援を必要とする子どものための
授業支援ガイドブック

改訂版



山梨県教育委員会

平成28年3月

インクルーシブ教育システムの構築に向けて

インクルーシブ教育システムとは？

我が国の最も積極的に取り組むべき重要な課題の一つに、障害者等がより一層参加・貢献していくことができる「共生社会」の構築があげられています。

インクルーシブ教育システムとは、「共生社会」を目指すため、障害者とその能力等を可能な限り発達させることができる教育の場を提供し、より一層社会に参加することを目的に、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みとされています。その実現のために、学校の設置者や学校は、

- ・可能な限り障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育が受けられるよう配慮すること
 - ・子どもにとって最も適した教育内容及び学びの場を提供すること
 - ・通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校での指導の充実を図ること
 - ・障害のある子ども一人ひとりの状況に応じた「合理的配慮」を提供すること
- などを求められています。

「合理的配慮」については、P3以降を参照

【参考資料】「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」中央教育審議会初等中等教育分科会（平成24年7月23日）

「障害者の権利に関する条約」とインクルーシブ教育システム

平成26年1月20日に日本が批准した「障害者の権利に関する条約」の第24条教育には次のように述べられています。

第24条 教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度および生涯学習を確保する。(第2項以下省略)

本条約の「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度」がインクルーシブ教育システムであり、その構築を求められています。

そこで、日本が本条約を批准するために国内法の整備等が行われ、平成23年8月には「障害者基本法」が改正されました。その第16条では、次のように述べられています。

(教育)第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。(第2項以下省略)

平成25年9月1日には、学校教育法施行令の一部改正が行われ、障害のある児童生徒の就学先を決定する仕組みや障害の状態等の変化を踏まえた転学等の制度の見直しが行われました。文部科学省から平成25年9月1日付けで出された「学校教育法施行令の一部改正について(通知)」では、次の内容について整備を行うこととされています。

改正の内容

1. 就学先を決定する仕組みの改正(第5条及び第11条関係)
2. 障害の状態等の変化を踏まえた転学(第6条の3及び第12条の2関係)
3. 視覚障害者等による区域外就学(第9条、第10条、第17条及び第18条関係)
4. 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大(第18条の2関係)

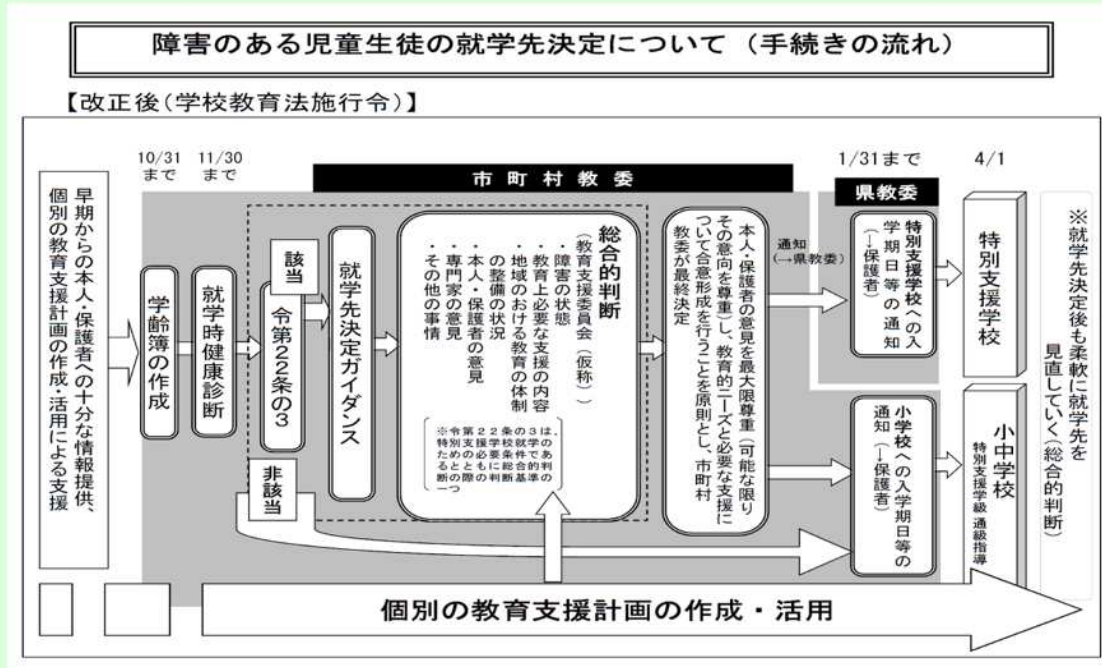
障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するため、平成26年6月には、「障害者差別解消法」が公布され、平成28年4月から施行されます。この法律では、国の行政機関・地方公共団体等においては、障害者への合理的配慮の提供が法的義務となっています。

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

新たな就学先決定の仕組み

特別支援学校の就学基準（学校教育法施行令第22条の3）に該当する子どもは原則特別支援学校へ就学するという従来の就学先決定の仕組みから、次の図のように総合的な観点から就学先を決定する仕組みへ変更されました。



『教育支援資料』(平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)から抜粋

就学に関するQ&A

Q 1：障害のある子どもは、全て小・中学校に就学しなければならないのですか？

A 1：いいえ。その子どもにとって、最も適した教育内容及び学びの場を提供することが重要です。そのため、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等の専門の見地からの意見、学校や地域の状況等から市町村教育委員会が総合的に判断し、特別支援学校に就学することもあります。

Q 2：軽度の障害の子どもでも、本人や保護者が希望すれば、特別支援学校に就学することができるのですか？

A 2：いいえ。特別支援学校へ就学できるのは、これまでと同様に学校教育法施行令第22条の3の就学基準に該当する障害のある子どもに限られます。就学基準に該当するかどうかは、市町村教育委員会が判断することとなります。

各学校が取り組むべきことは…

幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、全ての学校において、校長（園長）がリーダーシップを発揮し、より一層の特別支援教育体制の充実、教職員の資質向上等の取組を進めることが求められています。



【参考資料】山梨県教育委員会「新やまなしの教育振興プラン」(H26年2月)及び「やまなし特別支援教育推進プラン」(H23年7月)

「合理的配慮」

学校における「合理的配慮」とは

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(中央教育審議会初等中等教育分科会 平成24年7月23日)では、「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義し、「障害者の権利に関する条約」において、「合理的配慮」を否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要があるとしています。また、学校における「合理的配慮」について、次のような観点を示しています。

【教育内容・方法】

-1 教育内容

- 1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- 2 学習内容の変更・調整

-2 教育方法

- 1 情報・コミュニケーション及び教材の確保
- 2 学習機会や体験の確保
- 3 心理面・健康面の配慮



「合理的配慮」

(3観点11項目)

【支援体制】

- 1 専門性のある指導体制の整備
- 2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- 3 災害時等の支援体制の整備

【施設・設備】

- 1 校内環境のバリアフリー化
- 2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

【参考資料】

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」中央教育審議会初等中等教育分科会(平成24年7月23日)

必要な配慮は…?



落ち着ける場所の確保

活動の見通しを提示する

使いやすい文具

基礎的・基本的な学習内容の確実な習得

ICT機器の活用

外部機関との連携

災害時の避難誘導の工夫



平成28年4月に施行される「障害者差別解消法」においては、国の行政機関や地方公共団体における「合理的配慮」の提供が法的義務になっています。

各学校における「合理的配慮」の例

指導例は、障害種に関係なく子どもの実態に応じて活用することができます。

ICTの活用

スイッチトイの活用

わずかな動きでスイッチを操作できるようにすることで、表現することにつながります。因果関係の理解や運動表現の拡大などをねらうことができます。

活用する際には、姿勢の安定、入力方法とスイッチの選択を検討します。

コミュニケーションの支援

シンボルの活用

話し言葉によるコミュニケーションに困難のある児童生徒には、視覚的な支援ツールとして、シンボルやコミュニケーション支援ボードがあります。

児童生徒がどうすれば分かりやすいのかを考えて、特徴を使い分けながら使用します。

VOCA（会話補助装置）の活用

「ひとつの音声から複数の音声をひとつのスイッチで操作するもの」「ボード型で複数の音声を押し分けるもの」「50音の文字盤を操作するもの」などがあります。児童生徒の言葉を代替して意思を伝える機能を持っています。



スイッチトイ



コミュニケーション支援ボード

コミュニケーション支援ボードは、明治安田こころの健康財団の許可を得て掲載



スーパートーカー
(パシフィック
サプライ社)



トーキングエイド
(バンダイナムコ社)



タブレット端末

コンピューターの活用

読字や意味把握に困難さがある場合、学習意欲を引き出すために、文字の拡大機能、文章の朗読機能、動画やアニメーション機能などを用いて、視覚的・聴覚的に分かりやすくしたデジタル教材（デジタル教科書など）を活用することも有効です。

LD・ADHD・自閉症等

それぞれの障害の特性を理解して、実態を把握した上で、つまづきや困っていることの要因を明確にして、必要な指導を行います。

読むことが苦手な場合は、文章に関係のある絵を用意する、分かち書きにする、漢字にふりがなをつける、教科書の文字を拡大する、一行ずつが見える読みの補助具を使うなどの工夫をします。

書くことが苦手な場合は、マス目の大きいものや罫線のある用紙を用意する、文字を練習する際にことばによる意味づけを行う、書き順が分かるように線に色をつけるなどの工夫をします。

計算が苦手な場合は、マス目のある用紙を使い位取りを分かりやすくする、繰り上がった数や繰り下がった数を書く場所を決めておくなどの工夫をします。

図形問題が苦手な場合は、言葉で説明を加える、具体物を用意して説明する、友だちとペアで学習する、厳密な作図を求めないなどの工夫と配慮をします。

学校生活に見通しを持って行動することができるように、また、急な予定の変更に対する不安を軽減するために、学校生活のスケジュールを視覚的に示す予定カード、次に行く場所を示す教室（場所）カード、時間の経過を視覚的に示すタイムタイマーなどの教具を工夫します。



教室（場所）カード



今日の予定カード



読みの補助器具



月の予定カード

知的障害

学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことや成功体験が少ないことにより、主体的に活動に取り組む意欲が育っていないことなどの特性に対して、抽象的な内容の指導よりも具体的・実質的な内容の指導が必要となります。

子どもが自ら見通しを持って行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくします。

毎日反復して行う学習活動を設定し、定着を促すとともに、発展的に取り組みます。

指導内容や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した指導を計画的に行います。生活の課題に沿った具体的な学習活動を設定し、日々の生活の質が高まるような指導をするなどの配慮が有効です。

意欲や興味・関心などを考慮し、教材・教具を工夫するとともに、発達段階に応じて、段階的な指導を行います。教材は、操作することを重視し、見やすい色、操作しやすい形や大きさなどを工夫します。



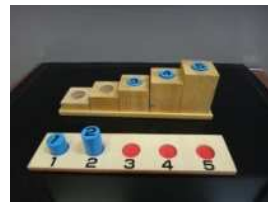
数字タイル(1~10)



数字カード(1~10)



50音ひらがなタイル



長さ比べ(1~5)

教材・教具の一例

肢体不自由・病弱

教材を操作しやすいように、軽い素材や扱いやすい形にしたり、筆記具が握りやすいように、ソフトマットを巻いてグリップを太くしたりします。



ハサミ



つまみやすいコンパスや定規



筆記補助具

字がうまく書けなかったり、はさみがうまく使えなかったりする場合には、様々な種類の文房具を活用し、支援します。

斜視等で見え方に課題があり、平面では見えにくい子どもが見やすくなるように、書見台などを使って教材を見やすい角度で提示します。

教材に自然に目が向くよう、素材を、その子にとって触り心地の良いものにします。

集中して課題に取り組めるよう、椅子に座る際には、両尻と両足裏で踏みしめているか、腰を使っているか、体幹を真っ直ぐにしているかなどに注意して姿勢を整えます。また、座位になる前に、腰や肩回り、体幹の筋緊張を弛めます。

移動範囲や活動量の制限がある場合は、パソコンやタブレット端末を使って、間接的体験や他の人とのコミュニケーションの機会を作ります。

医療関係者との連携を図りながら、病気のために必要な生活規制や必要な支援を明確にし、急な病状の変化に対応できるよう、校内体制を整備し、全職員で共通理解を図ります。



書見台



腰の弛め

視覚障害・弱視

実態を的確に把握（一人一人の見え方は違う）し、保有する視力を最大限に活用（弱視レンズ等）して、学習を効果的に行う能力や日常生活を効果的に行う能力を育成します。

見やすい文具（近用レンズ、遠用レンズ、拡大読書器等）、書くための補助具（スリット等）、触って分かりやすい教具（模型等）など視覚補助具及び教材・教具を使います。

保有視力を最大限生かしながら、見えにくさを補うために他の感覚を有効に使う授業や、指示語を使わない授業、情報機器を有効活用した授業を行うことも大切です。

例えば、文字は白黒反転して、黒地に白文字にすると見やすくなります。また、地図を作成する際には、図と地のコントラストを明確にする、単純化とノイズの除去、色彩に関する補正 中間色を使わない、純色に近い鮮明な色を使う、はっきりとした境界線を書く、必要な文字情報を目立たせる、文章の改行が明確になるように枠で囲むなどの配慮をします。

白黒反転

紫匂う山々を四方に巡らす日向丘。高嶺に消えぬ白雪を日々仰ぎてこの丘に我らは学ぶ。

紫匂う山々を四方に巡らす日向丘。高嶺に消えぬ白雪を日々仰ぎてこの丘に我らは学ぶ。

• どちらが見やすいですか？



近用レンズ



遠用レンズ・単眼鏡



拡大読書器



見やすい教具

聴覚障害・難聴

他の子どもと同等な情報の量と質を保障するために、場面ごとに聞こえの状況を確認し、視覚的な支援をする、書いて伝える、手話を活用する、マイクの音量を調節する、FM補聴器を活用するなどの配慮をします。

聴覚障害のある子どもが言語概念を形成したり、言語による思考力を高めたりするために、経験したことを言葉で表現し理解できるようにすることを大切に、そのための配慮をします。

補聴器をつけているからといって全てを聞き取れている訳ではありません。音声に加え、教師の口の形や動き、板書などの視覚的な手段を手がかりにしているため、口頭で伝えるだけでなく、文字情報にして掲示します。また、座席の位置や板書、指示をするときなども配慮します。



【儀式等での配慮】

スクリーンでの文字情報提供、手話通訳などにより、情報の保障をします。マイクの音が聞こえているか事前に確認し、座席の位置など配慮します。



【学習場面での配慮】

座席配置を馬蹄形にし、互いの口の形や動き、表情・手話が見えるようにして、コミュニケーションをとりやすくします。

特別支援教育やインクルーシブ教育システムについて、
詳しく知りたい方は・・・

インクルーシブ教育システムに関するホームページ

- ・障害者の権利に関する条約
(外務省ホームページ: http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html)
- ・障害者基本法
(内閣府ホームページ: <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/kaisei2.html>)
- ・文部科学省ホームページ
(特別支援教育関連: http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm)
- ・インクルーシブ教育システム構築支援データベース
(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所ホームページ: <http://inclusive.nise.go.jp/>)

インクルーシブ教育システムに関する通知等

- ・特別支援教育の推進について(通知) 19文科初第125号 平成19年4月1日
- ・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 中央教育審議会初等中等教育分科会 平成24年7月
- ・学校教育法施行令の一部改正について(通知) 25文科初第655号 平成25年9月1日
- ・障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知) 25文科初756号 平成25年10月4日

山梨県教育委員会発行の指導資料

- 「校内支援ハンドブックVer.1・2」
- 「特別支援教育コーディネーターハンドブック」
- 「特別支援学級担任通級指導教室担当者ハンドブック」
- 「気になる生徒の支援ガイドブック」
- 「障害者就労サポートブック」
- 「学校間連携ガイドブック」

山梨県のホームページからダウンロードできます。

山梨県 特別支援教育

検索



本ガイドブックについてのお問い合わせ先
山梨県教育庁新しい学校づくり推進室
特別支援教育担当

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内1-6-1
電話 055-223-1752
FAX 055-223-1768